

最低賃金とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

最低賃金はすべての人に適用されるのですか？

最低賃金は、原則として、事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されます。

しかし、一般の労働者と労働能力などが異なるため最低賃金を一律に適用すると、かえって雇用機会を狭める可能性がある労働者については、使用者が大分労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額特例が認められています。

最低賃金の減額特例を受けられる労働者は、

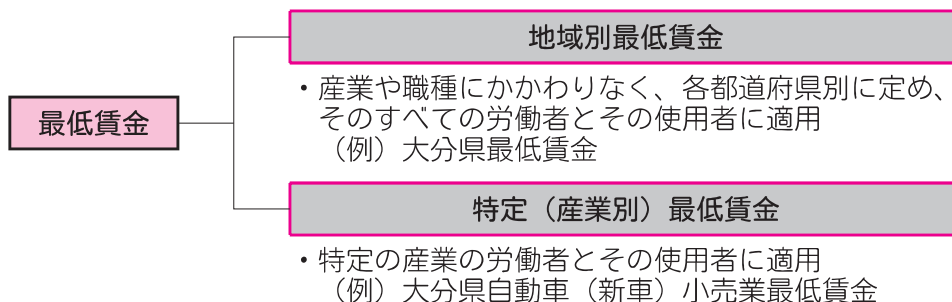
- ① 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- ② 試の使用期間中の者
- ③ 職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を受ける者のうちの一定のもの
- ④ 軽易な業務に従事する者
- ⑤ 断続的労働に従事する者

となっています。

減額特例許可を受けようとする使用者は、それぞれの所定様式による申請書2通を作成し、所轄労働基準監督署長を経由して大分労働局長に提出してください。

最低賃金にはどのようなものがありますか？

最低賃金には、下図のように地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の2種類があります。



なお、使用者は、地域別と特定（産業別）の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

大分県の最低賃金・最低工賃

1 大分県最低賃金（地域別最低賃金）

時間額 954円

効力発生日
令和6年10月5日

大分県下のすべての労働者に適用されます。
ただし、下記の特定（産業別）最低賃金対象産業に該当する場合には当該最低賃金が適用されます。

2 特定（産業別）最低賃金



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

効力発生日 令和6年12月25日

件名	時間額(円)	適用範囲
鉄鋼業	1,106	次に掲げる適用除外者については、特定（産業別）最低賃金の適用が除外され、大分県最低賃金が適用されます。 適用除外者 1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 4 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の (1) 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、穴あけ、ねじ切り、かしめ、洗浄、電線はく離、塗油、取付け、バリ取り、組線、捺印、はんだ付け、ラベルはり、選別又は検数の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 (2) 手作業で行う袋詰め、箱詰め又は包装の業務に主として従事する者
非鉄金属製造業	1,053	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	996	
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	997	
自動車（新車）小売業	991	
各種商品小売業	大分県最低賃金(地域別)954円が適用されます。	

※上記1、2の最低賃金は令和7年10月以降に改正される可能性があります。

最新の最低賃金額については大分労働局HPをご参照ください。

HP <https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/>

3 派遣労働者の最低賃金の適用は？

派遣労働者には、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されます。たとえば、大分県の派遣会社に雇用される派遣労働者であっても、福岡県の会社に派遣されれば福岡県最低賃金が適用され、特定（産業別）最低賃金の適用を受ける会社に派遣された場合は、その会社に適用される特定（産業別）最低賃金が適用されます。

4 大分県の最低工賃

下表に定める業務に従事する家内労働（内職）者に対しては、工程・規格毎に定められた金額以上の工賃を支払わなければなりません。

(1) 大分県衣服製造業最低工賃

① 適用する範囲

大分県の区域内で衣服製造業に係る婦人用既製スカート、上衣若しくはワンピース、男子用既製ワイシャツのまとめの業務に従事する家内労働者及びその家内労働者にこれらの業務を委託する委託者

② 最低工賃額

品目	工程	規格	金額
婦人用既製 スカート ワンピース	スナップ付け	5ミリメートル以上の型のもの	1組につき15円
	ボタン付け	13ミリメートル以上の型（4つ穴）、糸足つき根巻き3回以上	1個につき8円
	鎖糸ループ作り付け	糸ループの長さ3センチメートル以上のもの	一か所につき7円
	糸きり (糸くず取りを含む。)		1枚につき11円
男子用既製 ワイシャツ	糸きり (糸くず取りを含む。)	半袖	1枚につき13円
		長袖	1枚につき14円

③ 効力発生日

平成13年9月6日

(2) 大分県電気機械器具製造業最低工賃

① 適用する範囲

大分県の区域内で電気機械器具製造業に係るワイヤーハーネスのカプラー差し及びチューブ加工の業務に従事する家内労働者及びその家内労働者にこれらの業務を委託する委託者

② 最低工賃額

品目	工程	規格	金額
ワイヤーハーネス	カプラー差し (カプラーに電線の末端に取り付けられた端子を差し込む。)	長さが50センチメートルを超え、2メートル以下の電線について行うもの	1本につき52銭
	チューブ加工 (ビニールチューブを指示された長さに鋏で切断する。)	長さが30センチメートル以下のビニールチューブについて行うもの	1本につき52銭

③ 効力発生日

平成12年9月15日

5 委託状況届

家内労働（内職）者に仕事をさせている事業所は、家内労働法により毎年4月1日の状況を4月30日までに委託業務の内容や、家内労働（内職）者数を記入した「委託状況届」を作成し、所轄労働基準監督署を経由して大分労働局長に提出しなければなりません。

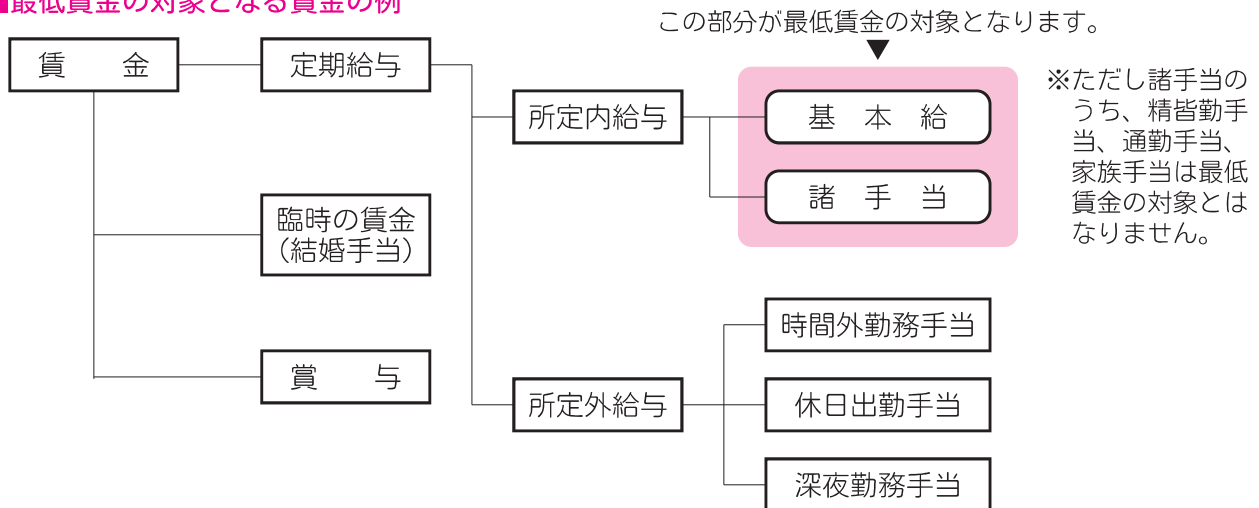
なお、委託状況届（様式第2号）は、厚生労働省HPからダウンロードできます。

最低賃金はどのような賃金を対象としているか

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

最低賃金の対象となる賃金の例



最低賃金額と実際に支払われている賃金との比較方法

実際に賃金が最低賃金額以上となっているかを調べるためには、最低賃金の対象となる賃金と適用される最低賃金を以下の方法で比較します。

1 時間給制の場合

$$\text{時間額} \geq \text{最低賃金額}$$

2 日給制の場合

$$\text{日給額} \div \text{1日の所定労働時間数}(\text{※1}) \geq \text{最低賃金額}$$

(※1) 日によって所定労働時間数が異なる場合、1週間における1日の平均所定労働時間数

3 月給制の場合

$$\text{月給額} \div \text{1か月の所定労働時間数}(\text{※2}) \geq \text{最低賃金額}$$

(※2) 月によって所定労働時間数が異なる場合、1年間における1か月の平均所定労働時間数
(365日(または366日) - 年間所定休日数) × 1日の所定労働時間数 ÷ 12か月)



《月給制の場合の換算方法の例》

●給与額	基本給（月給）	140,000円	●1日の所定労働時間	8時間
	職務手当（月給）	20,000円	●年間所定労働日数	255日
	通勤手当（月給）	5,000円		
	合計	165,000円		

で働いている場合

■大分県最低賃金は954円（時間額）です。

$$\frac{\text{月給額}}{\text{1か月の平均所定労働時間}} \geq \text{最低賃金（時間額）}$$

$$\frac{\text{月給160,000円（基本給140,000円+職務手当20,000円）}（※）}{\text{年間所定労働日数255日} \times \text{8時間} / \text{12か月}} \approx 941円 < 954円$$

（※）通勤手当は最低賃金の算定基礎から除外します

したがってこの場合は、**最低賃金額を下回る**ことになります。なお、特定（産業別）最低賃金が適用される場合は、当該特定（産業別）最低賃金額を上回っていなければなりません。

《日給制と月給制の組み合わせの場合の換算方法の例》（例えば、基本給が日給で定められ、各種の手当が月給の場合など）

●給与額	基本給（日給）	128,000円 (6,400円×20日)	●1日の所定労働時間	8時間
	職務手当（月給）	20,000円	●年間所定労働日数	255日
	通勤手当（月給）	5,000円	●1か月の平均所定労働時間	255日×8時間÷12か月=170時間
	合計	153,000円		

で働いている場合

$$\text{基本給の時間換算額} \quad 6,400円 \div \text{1日の所定労働時間(8時間)} = 800円$$

手当の時間換算額（通勤手当は算定賃金の算定基礎から除外します）

$$20,000円 \div \text{1か月の平均所定労働時間(170時間)} \approx 117円$$

$$\text{合計の時間換算額} \quad 800円 + 117円 = 917円 < 954円$$

となり**最低賃金額を下回る**ことになります。

《歩合給制の場合の換算方法の例》

●給与額	歩合給	190,000円	●月間総労働時間	200時間
	時間外割増賃金 (190,000円÷200時間×0.25×30時間)	7,125円	（所定労働時間	170時間
	深夜割増賃金 (190,000円÷200時間×0.25×20時間)	4,750円	時間外労働時間	30時間
	合計	201,875円	●深夜労働時間	20時間

で働いている場合

$$\frac{\text{歩合給}}{\text{月間総労働時間}} \geq \text{最低賃金（時間額）}$$

$$\text{時間換算額} \quad 190,000円 \div 200時間 = 950円 < 954円$$

となり**最低賃金額を下回る**ことになります。

業務改善助成金（令和6年度）の概要

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します（令和7年度については厚生労働省のホームページをご確認ください）。

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額		助成対象事業場	助成率
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者A		
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円	以下の要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内 ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がない	助成率 900円未満 9/10 900円以上950円未満 4/5 (9/10) 950円以上 3/4 (4/5) <small>() は生産性要件を満たした事業場の場合</small>
		2～3人	50万円	90万円		
		4～6人	70万円	100万円		
		7人以上	100万円	120万円		
		10人以上*	120万円	130万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円		
		2～3人	70万円	110万円		
		4～6人	100万円	140万円		
		7人以上	150万円	160万円		
		10人以上*	180万円	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円		
		2～3人	90万円	160万円		
		4～6人	150万円	190万円		
		7人以上	230万円	230万円		
		10人以上*	300万円	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円		
		2～3人	150万円	240万円		
		4～6人	270万円	290万円		
		7人以上	450万円	450万円		
		10人以上*	600万円	600万円		

※10人以上の上限額区分は、以下の＜特例事業者＞が対象です。

特例事業者：一般事業者のうち、次の①または②に該当する事業場

なお、②に該当すると助成対象経費が拡大します。

①事業場内最低賃金950円未満の事業場

②原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者

特例事業者のうち、②の要件に該当する場合は、下記の経費も助成対象となります。

生産性向上に資する設備投資

- ・定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車等
- ・パソコン、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上のヒント集

検索